

「旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の
保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」
に関する意見募集について

令和 8 年 8 月 14 日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、「旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。
なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見公募要領>

1. 意見募集の対象

「旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について

2. 意見募集期間

令和8年8月14日（金） ～ 令和8年9月13日（日）（必着）

3. 意見送付方法

別添の意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームからご提出ください。

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 意見募集担当あて

4. ご意見の取扱い等

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨を

お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

5. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111（内線：41-253）

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 意見募集担当あて

「旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見
(該当箇所)

(意 見)